

## 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

### 1 件名

横浜市公園受動喫煙対策プロモーションツール作成業務委託

### 2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は 5,500,000 円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

### 3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

(1) 参加者は、単独の法人・個人とする。

(2) 応募の資格を有する者は、次の全ての要件を満たす者とする。

ア 「参加意向申出書（第 1 号様式）」を提出した時点で、令和 5・6 年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿に登載され、営業種目「印刷物企画デザイン」または「その他の委託等」の登録がある者。

イ 「参加意向申出書（第 1 号様式）」を提出してから受託候補者の特定までの間において、「横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）」の規定による停止措置を受けていない者

ウ 履行期間満了まで、業務を履行できる者

エ 銀行取引停止処分を受けていない者

オ 横浜市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団等と関係を有しない者

カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当していない者

キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥る恐れがないとみどり環境局が認めた者を除く。）でないこと

ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者

### 4 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書の提出期限

令和 6 年 7 月 16 日（火）午後 5 時まで（必着）

(2) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和 6 年 7 月 19 日（金）17 時までに行います。

イ その他提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明

を求めた者に対し書面により回答します。

## 5 質問書（様式5）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和6年7月26日（金）17時分まで（必着）

(2) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所 27階

横浜市みどり環境局公園緑地管理課 担当：井上、入本

電話番号：045-671-2642

電子メールアドレス：[mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp](mailto:mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp)

(3) 提出方法

ア 電子メール（ただし、電子メール送付後、電話にて受信確認を行ってください。）

イ 郵送又は持参（データ容量等の理由によりメールで提案書の提出が困難な場合）

※持参の場合は、平日午前9時から正午、午後1時から5時までの間に、みどり環境局公園緑地管理課（横浜市役所 27階）において、職員に手渡してください。

郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。

また、発送後に必ず提出先まで電話連絡をしてください。

(4) 回答日及び方法 令和6年7月31日（水）までにホームページに掲載します。

## 6 提案書の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式（様式6～9）に基づき作成するものとします。

(2) 用紙の大きさは原則A4版縦とします。

(3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

ア 会社・団体概要資料（様式7）

イ 業務実施体制、人員配置計画について（様式8）

ウ 業務実施方針について（様式9）

エ 提案書の開示に係る意向申出書（様式10）

オ 参考見積書（税込）

カ 企業としての取組について

ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組について、該当する場合は、次のとおり有効期限内の資料を提出してください。

対象	提出書類
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満のみ加算）	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画書の写し」
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画書の写し」

対象	提出書類
次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	「認定通知書の写し」または「認定証の写し」
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	「認定通知書の写し」
障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%を達成している（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）	最新年度の障害者雇用状況報告書（「事業主控」の写し）
健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	健康経営銘柄、健康経営優良法人を取得している場合は「認定証の写し」、横浜健康経営認証を受けている場合は「認証通知書」の写し

## 7 評価基準

提案書評価基準のとおり

## 8 提案書の提出

### (1) 提案書の提出

- ア 提出部数 2部（正1部、複写用1部）
- イ 提出先 5(2)と同じ
- ウ 提出期限 令和6年8月9日（金）17時まで

### (2) 提出方法

- ア 電子メール（ただし、電子メール送付後、電話にて受信確認を行ってください。）
- イ 郵送又は持参（データ容量等の理由によりメールでの提案書の提出が困難な場合）  
 ※持参の場合は、平日午前9時から正午、午後1時から5時までの間に、みどり環境局公園緑地管理課（横浜市役所27階）において、職員に手渡してください。  
 郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。  
 また、発送後に必ず提出先まで電話連絡をしてください。

### (3) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和6年8月下旬
- (2) 実施方法 8(1)で提出した資料を使用し、プレゼンテーションを行うものとします。  
なお、資料の変更・追加は認めません。
- (3) 所要時間 1者30分以内（プレゼンテーションは20分+質疑応答10分程度）
- (4) 機材等 ノートパソコンの持込み可。プロジェクターを本市で用意します。
- (5) 出席者 総括責任者及び担当者を含む3名以下としてください。
- (6) その他 実施日は変更になる場合があります。  
時間・場所等の詳細については、別途お知らせします。

10 プロポーザルに係る審議

(1) 本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	みどり環境局第二業者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること
委員長	みどり環境局総務部長
副委員長	みどり環境局戦略企画課長
委員	みどり環境局総務課担当課長
委員	みどり環境局公園緑地維持課長
委員	みどり環境局公園緑地維持課技術監理担当課長
委員	みどり環境局農政推進課長
委員	みどり環境局公園緑地事業課長
委員	みどり環境局環境管理課長

名 称	横浜市公園受動喫煙対策プロモーションツール作成業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの評価に関すること
委員長	みどり環境局公園緑地維持課長
副委員長	みどり環境局公園緑地事業課長
委員	みどり環境局公園緑地部長
委員	みどり環境局公園緑地管理課長
委員	みどり環境局戦略企画課担当課長
委員	みどり環境局南部公園緑地事務所都心部公園担当課長

(2) 評価

「提案書評価基準」の評価項目により、横浜市公園受動喫煙対策プロモーションツール作成業務委託プロポーザル評価委員会が評価を行い、最も得点の高い提案者を第一順位とします。

評価点について最上位の者が2者以上同点となった場合には、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定します。

11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を結果通知書（様式 11）により電子メールにて送付します。（着信確認の返信を行ってください）

- (1) 通知日（予定） 令和6年8月下旬
- (2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めたものに対し書面により回答します。

## 12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

## 13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

## 14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

## 15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、参加者各自の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要する。